

商品情報掲載利用約款

この商品情報掲載利用約款（以下「本約款」といいます）は、お客様（以下「申込者」といいます）がLINE ヤフー株式会社（以下「LINE ヤフー」といいます）に対してお申し込みいただく「Yahoo! JAPAN 商品情報掲載」の利用に関する契約条件となります。なお、別途書面またはウェブサイトにて、申込者とLINE ヤフーとの間で広告掲載に関する基本契約（「代理店契約」等、その表題名を問いません）が締結され、当該契約の条件と本約款との間で食い違いがある場合、当該契約の条件が本約款に優先して適用されます。

第1条 （用語の定義）

本約款に使用する語句および用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1) 「対象サービス」とは、LINE ヤフーが提供するサービスをいいます。
- (2) 「本サービス」とは、LINE ヤフーが本約款の定めに従い「Yahoo! JAPAN 商品情報掲載」の名称で提供する、商品に関する情報を対象サービスに掲載するサービスをいいます。
- (3) 「本件ツール」とは、LINE ヤフーが用意する、本サービスに関する管理用インターフェース、プログラム（効果測定用タグ、ウェブビーコン等を含みますが、これに限りません）、ツール、システム、ウェブサイト等をいいます。
- (4) 「対象顧客」とは、申込者に対して本サービスを利用した情報の掲載を希望し、申込者との間で別途契約を締結する第三者をいいます。
- (5) 「本件情報」とは、申込者または対象顧客が保有する商品に関する情報であって、申込者が掲載対象として本件ツールから入稿する情報をいいます。
- (6) 「リンク先」とは、本件情報および本件情報からのリンク先をいい、メイン名、URL、同一ドメイン内のウェブサイト、リダイレクト先、リンク先で販売・提供される商品・サービス等を含みます。
- (7) 「ユーザー」とは、使用端末機器を問わず、インターネットその他の通信手段を通じてウェブサイトやアプリケーションを利用する者をいいます。

第2条 （本サービスの内容）

1. 本サービスは、本件情報を対象サービスに掲載することを目的としたサービスです。申込者は以下事項を理解し、承諾するものとします。

- (1) 本件情報の掲載場所となる対象サービスの範囲、対象サービスのサービスページやページ上の掲載場所は、LINE ヤフーの任意の判断により決定されます。
- (2) 本件情報のうちどの商品に関する情報を掲載するか、どの順位・掲載位置で掲載を行うかについてはLINE ヤフーが独自に設定する指標・要素により決定されます。その結果として、本契約（第3条第3項で定義します）が成立した場合であっても、本件情報が対象サービスに掲載されない場合があります。

- (3) 本サービスの利用には、本件ツールの利用が必要となります。申込者は、申込みに先立ちまたは本サービスの利用申込みとあわせて、LINE ヤフーとの間で、第3条第4項に定めるアカウントの開設に関する契約および第6条に定める特定の本件ツールの利用に関する契約その他の LINE ヤフーが指定する契約を別途締結する必要があります。
2. LINE ヤフーは、本サービスの提供に関連する業務の全部または一部を第三者に委託して実施することができるものとし、本サービスの提供に必要な範囲で、本件情報を LINE ヤフーが業務を委託する第三者に取り扱わせることができるものとし、

第3条 (契約の成立)

1. 申込者が本サービスの利用を希望する場合、申込者はLINEヤフーのウェブサイトから、またはLINEヤフーから別途指示ある場合は当該指示に基づき、本約款の条件を承諾した上で、所定の申込を行うものとし、
2. 申込者は、前項に定める申込の際に、真実かつ正確な情報をLINEヤフーに申告し、記載漏れや不足がないことを保証するものとし、また、申込者は、次項に定める本契約の成立後も、これらの情報を最新かつ正確な状態に保つものとし、
3. 第1項に定める申込に対して、LINEヤフーが承諾の意思表示をしたときに、本約款を契約条件とする契約（以下「本契約」といいます）が成立します。LINEヤフーは、本契約の成立した場合に、申込者に対して本サービスを提供します。
4. 申込者は、別途LINEヤフーが定める規約（「広告取扱基本規定」および「LYサービス広告出稿についてのマーチャント向け規約」を含みますがこれに限りません）および手続に従い、申込者または対象顧客の広告アカウント（本サービスにおいて出稿実績管理等を行うための識別子をいいます）、ショップアカウント（本サービスにおいて本件情報の管理等を行うための識別子をいいます）およびMCCアカウント（本サービスにおいて広告アカウントおよびショップアカウントを管理するための識別子をいいます、広告アカウント、ショップアカウントおよびMCCアカウントをあわせて、以下「アカウント」といいます）を開設します。LINEヤフーはアカウントの開設の確認および信用調査、審査等所定の手続を経た上で第1項に定める申込を承諾すると判断した場合には、本件情報の掲載を開始することをもって前項に定める承諾の意思表示を行うものとし、ただし、LINEヤフーは、当該承諾の意思表示について、申込者が申告したメールアドレス宛に電子メールを送信するか、または本件ツール上に表示することによってこれを行うこともできるものとし、
5. 申込者は、本件情報の掲載が開始される以前のLINEヤフーからの連絡、電子メール、案内等がいずれも申込内容の確認等の趣旨でLINEヤフーが送信するものであることを確認します。LINEヤフーが第4項に基づく承諾の意思表示を明確に記載している場合は、この限りではありません。
6. 申込者は、申込者に第2項の違反がある場合、または第4項に定める信用調査、審査（リ

リンク先の審査を含みます) その他 LINE ヤフーが定める基準により、本サービスの利用が相当でないと LINE ヤフーが判断した場合、LINE ヤフーが申込者からの第1項に定める申込を拒絶する場合があります、これに関して LINE ヤフーが何らの責任も負わないことを確認します。

第4条 (申込者の責務)

1. 申込者は、LINE ヤフーに対し、次に定める事項を保証するものとします。
 - (1) リンク先に関し、一切の責任を負担すること
 - (2) 本件情報の内容(タイトル、説明文および画像等を含み、以下同様とします) およびリンク先が第三者の著作権、産業財産権、パブリシティ権、プライバシー権その他一切の権利を侵害していないことおよび第三者の権利のすべてにつき権利処理が完了していること
 - (3) 本件情報の内容およびリンク先が医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律、不当景品類および不当表示防止法その他一切の関連する法令等(第18条で定義し、以下同様とします)に抵触していないこと
 - (4) 本件情報やリンク先が申込者または対象顧客によって適切に管理されており、LINE ヤフーが本契約を履行するにあたり支障が生じないこと
 - (5) 本件情報の内容およびリンク先が正確かつ最新の記載であり、かつユーザーに混乱を生じさせたり、コンピュータウイルスや虚偽の内容を含んだり、相互に無関係な内容となっていたりしないこと
 - (6) 本件情報とリンク先がデッドリンクとなっていないこと
 - (7) 本件情報またはリンク先の内容が公序良俗に反し、または第三者を誹謗中傷する内容もしくは名誉を毀損する内容を含まないこと
 - (8) 本件情報およびリンク先につき、所定の審査を免れる行為をしていないこと
 - (9) 前各号のほか、本件情報の内容、形式またはリンク先が LINE ヤフーの定める掲載基準 (https://www.lycbiz.com/sites/default/files/media/jp/terms-and-policies/pdf/yahoo/yahoo_product_showcase_guideline.pdf) その他 LINE ヤフーが掲載内容について定める規則、ガイドライン等(以下総称して「掲載ガイドライン等」といいます)に抵触していないこと
2. 前項に定めるほか、申込者は、本件情報の掲載に関連して LINE ヤフーの定めるガイドラインその他の条件を遵守することを保証するものとします。
3. 申込者が前二項に定める保証等に違反したことに起因して、対象顧客その他の第三者から LINE ヤフーに対し、当該第三者が損害を被ったという請求がなされた場合、申込者は、自身の責任および負担において解決するものとします。ただし、当該損害が LINE ヤフーの責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

第5条 (掲載停止)

LINE ヤフーは、本契約が成立した後または本件情報の掲載が開始された後においても、第4条第1項各号もしくは同条第2項に規定する保証義務その他本契約に違反したまたはLINE ヤフーがそのおそれがあると判断した場合、申込者のアカウントにおける運用上の不正（法令等もしくは本約款への違反またはLINE ヤフーもしくは第三者に対して損害を生じるおそれがある行為等をいい、以下「運用上の不正」といいます）の疑義があるとLINE ヤフーが判断した場合、または本件情報の内容やリンク先が不適切であるとLINE ヤフーが判断した場合、その他合理的な理由により本件情報の掲載の継続が不適当であるとLINE ヤフーが判断した場合、申込者に対して一切の法的責任を負うことなく当該本件情報の掲載を直ちに停止、中断、終了させることができます。なお、この場合、申込者は、本契約に基づき既に発生した利用料（第8条第1項で定義し、以下同様とします）の支払を免れるものではありません。

第6条 （本件ツールの提供）

1. LINE ヤフーは、本約款その他のLINE ヤフーが提示する規約、ガイドライン等を遵守することを条件として、申込者が本サービスを利用するために必要な範囲にのみ、本件ツールへアクセスし、またはこれを使用する権利を申込者に付与します。なお、特定の本件ツールの利用に関して別途LINE ヤフーと申込者間で契約を締結する場合、当該本件ツールの利用に関しては当該契約の条件が本契約に優先して適用され、当該本件ツールの利用以外の本サービスの利用に関しては本契約の条件が優先して適用されるものとします。
2. 申込者は、本件ツールにアクセスし、これを使用するにあたり、以下に定める事項を遵守するものとします。
 - (1) 本件ツールおよびこれに関連するID、パスワードその他本件ツールを使用するための一切の情報は、申込者の責任において適切に使用、管理し、別途申込者が本件ツールを用いて本件情報および申込者のアカウントの設定、管理、確認を行う権限を別途LINE ヤフーが定める条件に従い付与した者にのみ使用させること。なお、申込者は、当該権限を付与した者について、氏名、所在、連絡先、権限付与期間、在職期間等を適切に管理し、当該管理の状況を記録の上、本契約の有効期間中保存するものとします。
 - (2) LINE ヤフーの定める使用方法および使用目的以外で、本件ツールを使用しないこと
 - (3) 本件ツールの正常な作動を妨げず、また妨げようと試みないこと（虚偽の情報を入力する行為、LINE ヤフーが不適切と判断した態様での大量入稿によりシステムに負荷を与える行為等を含みます）
 - (4) 本件ツールをリバースエンジニアリングし、もしくは改変、変更する行為、または本件ツールに含まれる知的財産権その他一切の権利を侵害する行為をしないこと

- (5) 自動化されたソフトウェア等の手段(LINE ヤフーが提供したツール等を除きます)を用いて本件ツールを使用しないこと
3. LINE ヤフーは、本件ツールを使用して実施された本件情報の入稿、変更、追加については、申込者が実施したものとみなすものとし、これによって申込者、対象顧客その他の第三者の被った損害について責を負わないものとし、なお、申込者は、本件ツールの ID、パスワード等が漏洩または不正使用された場合、直ちに LINE ヤフーに書面にて報告し、LINE ヤフーからの指示がある場合には、これに従うものとし、
 4. 申込者は、本件ツールのうち、LINE ヤフーが指定するトラッキングシステム（効果測定用タグ、ウェブビーコン等を含みますが、これに限りません。以下「トラッキングシステム」といいます）を LINE ヤフーが別途定める方法によりリンク先等に設定し、ヤフーの指示に従いトラッキングシステムによる注文（第 7 条第 1 項で定義します）情報の連携が正常に作動するよう運用管理するものとし、また、LINE ヤフーがトラッキングシステムの仕様変更またはアップデートを通知した場合、申込者は速やかに当該通知に従い必要な対応を行うものとし、申込者が当該運用管理および対応を行わなかったことに起因して申込者、対象顧客その他の第三者に損害が発生した場合は、申込者がその責を負うものとし、LINE ヤフーにいかなる損害も与えないものとし、

第7条 （注文の管理および設定）

1. 申込者または対象顧客は、本サービスの利用料の基礎となる、ユーザーによる申込み（以下「注文」といいます）をトラッキングシステムで別途設定しなければなりません。なお、申込者は本件ツールにて注文発生の状況およびその内容を随時確認するものとし、
2. 対象サービスに掲載された本件情報についてユーザーによりクリック等の操作がなされた日から、当該本件情報の掲載終了等の理由の如何にかかわらず 30 日間を広告効果についてのトラッキングの有効期間とします。LINE ヤフーは、当該トラッキングの有効期間中に発生した注文を、当該注文がなされた際の経由ルートにかかわらず、利用料の算定の対象とします。なお、LINE ヤフーは、所定の手続による周知等を行うことをもって、トラッキングの有効期間の日数を変更できるものとし、
3. 申込者は、本件ツールに表示される注文について、当該注文がキャンセル等によって商品購入等の成約に至らなかった場合、注文後 45 日以内（注文日を含みます）に本件ツールを通じて当該注文の取り消し申請（以下「注文取り消し申請」といいます）を行うものとし、当該期間内に注文取り消し申請が行われない場合、申込者の過失、錯誤その他の理由の如何にかかわらず、当該注文は申込者に承認されたものとして確定し、申込者は当該注文に係る利用料を支払う義務を負うものとし、
4. 申込者が注文取り消し申請を行う場合は合理的な理由に基づくものとし、LINE ヤフーが申込者に当該注文取り消し申請の理由の説明を求めた場合は速やかにこれに応じるものとし、

5. 申込者は、注文取り消し申請を行った根拠となる情報を、本契約の有効期間中および本契約の終了後も申込者から LINE ヤフーに対するすべての利用料の支払完了まで継続して保管し、LINE ヤフーが求めた場合、LINE ヤフーに対して当該情報その他の LINE ヤフーが必要とする注文取り消し申請の根拠となる資料を提示するものとします。
6. 前項の資料により申込者による注文取り消し申請が虚偽または虚偽のおそれがあると LINE ヤフーが判断した場合、LINE ヤフーは当該注文取り消し申請に係る注文によって発生するはずであった利用料および LINE ヤフーが当該注文取り消し申請の調査に要した費用（弁護士費用を含みます）を申込者に請求できるものとします。

第8条 （料金）

1. 本サービスの利用料金（以下「利用料」といいます）は、LINE ヤフーが別途指定する料率等の報酬条件に基づいて計算されるものとします。
2. LINE ヤフーは、毎月月末締めにて前条第3項に基づき確定した注文（以下「確定注文」といいます）をもとに利用料を算出の上、別途 LINE ヤフーの定める方法（電子メールまたは郵送による場合を含みます）により請求書を申込者に送付し、申込者は、当該請求書に基づき、当月分の利用料に消費税および地方消費税の税率を乗じた金額の合計額を、締日の翌月末日までに、別途 LINE ヤフーの指定する銀行口座に振り込み支払うものとします。なお、銀行振込手数料は、申込者の負担とします。
3. 前条第3項および前項の定めにかかわらず、注文が確定した場合または申込者から LINE ヤフーに対して利用料が支払われた場合であっても、確定後の注文取り消し申請を認める場合または支払済みの利用料を返金する場合があります。支払済みの利用料を返金する場合、LINE ヤフーは当該返金相当額と翌月以降の利用料とを相殺する方法により返金することができるものとします。
4. 申込者から LINE ヤフーに対する利用料の支払が本条規定の支払期日より遅滞した場合または理由の如何を問わず本契約が終了した場合、LINE ヤフーは自らの判断により、その時点で確定しておらずかつ注文取り消し申請が行われていない注文の確定または取り消しを申込者に代わって行うことができるものとし、申込者は LINE ヤフーに対して当該注文に係る利用料を速やかに支払うものとします。

第9条 （LINE ヤフーの責任の制限）

1. LINE ヤフーは、次に定める事項について、別途 LINE ヤフーが明示的に定める場合を除いて何ら保証するものではなく、一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 本件情報やリンク先に関して、対象サービスのユーザー、リンク先のユーザーまたは LINE ヤフーの代理店等を含む一切の第三者が行う一切の行為（その方法や意図、その他事由の如何を問わず本件情報やリンク先への不正なクリック、閲覧、アクセス等を含みます）
 - (2) 本件情報およびリンク先（これらの内容および表示する端末機器やブラウザへの

対応等の技術的側面、ならびに LINE ヤフーの指示によるか否かを問わず、各種プログラムの導入、効果測定タグの貼付等により、変更、加工、調整された場合を含みます)

- (3) 本件ツール、本サービスに係るシステム、提案書、ウェブサイト、関連資料その他本契約に基づく、または本件情報の掲載に付随する LINE ヤフーから申込者への一切の提供物、貸与物 (LINE ヤフーから申込者へ提供された指示、アドバイス、提案、予測、本件ツールにより提供されるシミュレーション結果その他の一切の情報を含みます) およびこれらを利用した結果
 - (4) 本件情報が掲載される対象サービスに関し、その内容 (正確性や違法性、本件情報との関連性等を含みます)、掲載場所、品質その他一切の事項 (対象サービスによっては、申込者が入稿した本件情報の内容の一部が表示されない場合があります)
 - (5) 本件情報が対象サービスに掲載されること、特定のウェブサイトやアプリケーション、特定の掲載場所、特定の順位にて掲載されること、および申込者が入稿した内容のとおりに表示されること (LINE ヤフーによるライブテストによって、本件情報の掲載に影響を与えないことを含みます)
 - (6) 本件情報の掲載の効果
2. 停電・通信回線の事故・天災等の不可抗力、戦争、内乱、暴動、テロ、感染症、停電、通信事業者の不履行、インターネットインフラその他サーバー等のシステム上の不具合、緊急メンテナンスの発生、内外法令の制定・改廃、公権力による命令・処分・指導・要請等 LINE ヤフーの責に帰すべき事由以外の原因により本契約に基づく債務の全部または一部を履行できなかった場合、LINE ヤフーはその責を問われないものとし、当該債務については、当該原因の影響とみなされる範囲まで義務を免除されるものとします。ただし、LINE ヤフーの故意または重過失による場合はこの限りではありません。なお、この場合、ヤフーが掲載を行わなかった部分については申込者の支払債務も生じないものとします。
 3. 本約款のいかなる規定にかかわらず、本契約に関連して、理由の如何を問わず LINE ヤフーが申込者に対し損害賠償責任を負った場合には、当該賠償の範囲は、直接的かつ通常の損害に限定されるものとし、逸失利益や営業機会の損失等を含む、特別の事情による損害については、LINE ヤフーは、事前にその損害が発生するおそれがある旨通知されていたか否かにかかわらず、その責を負わないものとします。なお、LINE ヤフーによる賠償額の総額は、申込者による損害賠償請求時より過去 6 ヶ月間に本契約に基づき申込者が LINE ヤフーに対して実際に支払った利用料を上限とします。
 4. 申込者は、LINE ヤフーが本件情報の掲載順位の決定方法として、本件情報のクリック率その他の独自のアルゴリズムによって掲載順位を決定する方式を採用していることを予め承諾し、LINE ヤフーに対し掲載順位や決定方法等に関して責任を問えないものとします。なお、LINE ヤフーは、法令で認められる場合を除き、当該掲載順位決定方式の

内容について開示せず、申込者からの問い合わせに対して回答する義務を負わないものとします。

5. 申込者は、本件ツールによる本件情報の掲載条件の設定（掲載の開始および停止の設定を含みます）、変更、追加について、LINE ヤフーのシステムに直ちに反映されるものではないこと、および当該反映までは従前の掲載条件がなお有効であることを予め了承するものとします。

第10条 （LINE ヤフーによるデータの収集等）

1. 本件情報の掲載に関連して申込者が LINE ヤフーに提供する申込者の保有データ（配信情報、ログ情報、クッキー情報等その性質を問わず、以下「申込者提供データ」といいます）については、LINE ヤフーは、それのみでまたはLINE ヤフー収集データ（第3項で定義します）その他LINE ヤフーが保有する各種データとの掛け合わせや組み合わせ、必要な各種データの付加、補完等を行った上で利用します。ただし、別途 LINE ヤフーおよび申込者間で合意した場合を除き、当該利用は、LINE ヤフーが本サービスまたは対象サービスを運営（LINE ヤフーが本契約の履行をすることおよび申込者その他第三者に対して本サービスの各種機能を提供することを含みますが、これに限りません）するためおよび本サービスまたは対象サービスの改善を行うために必要な範囲に限られるものとします。また、LINE ヤフーは、これらの目的のために、第三者に申込者提供データを提供することがあります。
2. 申込者は、申込者提供データを前項に従い LINE ヤフーに提供するにあたり必要な手続を自己の責任で実施するものとします。当該必要な手続には申込者提供データに個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号、以下「個人情報保護法」といいます）に定めるものをいいます）が含まれる場合に、当該個人データの第三者への提供にあたり個人情報保護法上必要な本人の同意の取得を含みますが、これに限りません。
3. 申込者提供データを除き、LINE ヤフーが本件情報の掲載に関連してまたは本件ツールによって自ら収集するすべてのデータ（配信情報、ログ情報、クッキー情報等その性質を問わず、また、申込者提供データを利用した本契約の履行の結果生じたデータを含む。以下総称して「LINE ヤフー収集データ」といいます）は、LINE ヤフーに帰属するものとし、LINE ヤフーは当該データを LINE ヤフーの裁量において、LINE ヤフーが別途定めるプライバシーポリシーまたは LINE ヤフーが別途取得した同意の範囲内において利用します。
4. LINE ヤフーは、自らの裁量により、申込者に対して、LINE ヤフー収集データの集計結果等を、LINE ヤフーが別途定めるプライバシーポリシーまたは LINE ヤフーが別途取得した同意の範囲内において、本件ツールを介して提供します。
5. 申込者は、前項により提供を受けた LINE ヤフー収集データの集計結果等を、LINE ヤフーの秘密情報として第 15 条に従って取り扱うものとします。

6. 申込者提供データおよび LINE ヤフー収集データの集計結果の取り扱いに関して、申込者は、本約款に定めるほか、LINE ヤフーの指示に従い、各種設定作業、ユーザーへの説明、LINE ヤフーへの報告その他の必要な対応を行うものとしします。

第11条 (ライブテスト)

申込者は、LINE ヤフーが、申込者の広告効果向上のため、本件情報の新しい表示方法、機能等についての一時的なライブテストを適宜実施する場合があることを了承し、LINE ヤフーが、本件情報のうち、ライブテスト分についても、第 8 条に基づく利用料の請求の対象の範囲に含めることを承諾します。

第12条 (本人確認)

LINE ヤフーは、申込者に対して、申込者の申告情報の内容が真実であるかどうか等を確認するために、いつでも本人確認をすることができるものとし、申込者は、LINE ヤフーの求めに応じて、当該確認に必要な情報を書面等により LINE ヤフーに提供する義務を負うものとしします。

第13条 (契約の解除)

1. 次の各号の一に該当した場合、LINE ヤフーは法令に従い、申込者への該当理由の通知を行った上（なお、法令上、該当理由の通知を要しない場合は、該当理由の通知を不要とします）で、本契約の全部もしくは一部につき履行を停止し、または解除することができるものとしします。この場合、LINE ヤフーは、申込者に対して損害賠償の請求ができるものとしします。
 - (1) 申込者が第 3 条第 2 項もしくは第 4 条第 1 項各号および同条第 2 項の保証義務に違反し、もしくはそのおそれがあると LINE ヤフーが判断したとき、または第 5 条に基づき本件情報の掲載が停止、中断、終了したとき
 - (2) 申込者が第 6 条第 2 項に違反し、またはそのおそれがあると LINE ヤフーが判断したとき
 - (3) 申込者が第 8 条に基づく利用料の支払を怠ったとき
 - (4) 申込者が LINE ヤフーに対し虚偽の申告を行い、または申込者に対して 3 日以上継続して連絡がとれなくなったとき
 - (5) 前四号のほか、申込者が本契約または LINE ヤフーとその他の契約に違反し、LINE ヤフーの催告にもかかわらず速やかにこれを履行しないとき
 - (6) 申込者が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申し立てがなされ、または租税公課を滞納し督促を受けたとき
 - (7) 申込者が監督官庁から行政指導、営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けたとき
 - (8) 申込者に破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始そ

の他法的倒産手続開始の申し立てがあったとき、または解散（法令に基づく解散も含みます）、清算もしくは私的整理の手続に入ったとき

- (9) 申込者が資本減少、事業の廃止、休止、変更、または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡の決議をしたとき
 - (10) 申込者が手形または小切手を不渡としたとき、その他支払不能状態に至ったとき
 - (11) 申込者の主要な株主または経営陣の変更がなされ、LINE ヤフーが本契約を継続することを不相当と判断したとき
 - (12) 申込者、申込者の代理人、代表者もしくは従業員等が LINE ヤフーの提供するサービスその他の事業活動を阻害する、またはそのおそれがあると LINE ヤフーが判断したとき
 - (13) 申込者、申込者の代理人、代表者もしくは従業員等が法令等に違反した場合（報道の有無を問いません）等で、本契約を継続することが LINE ヤフーもしくは申込者の利益や信用を阻害する、またはそのおそれがあると LINE ヤフーが判断したとき
 - (14) 申込者、申込者の代理人、代表者もしくは従業員等が、LINE ヤフー、LINE ヤフーの提供するサービス、LINE ヤフーの関係会社もしくは広告業界の信用を傷つけた、またはそのおそれがあるとヤフーが判断したとき
 - (15) 申込者が第 19 条に違反しているまたは違反していたと LINE ヤフーが判断したとき
 - (16) 申込者の主要な取引先（対象顧客および業務委託先を含みます）、それらの親会社、子会社、関連会社もしくはそれらの代理人、代表者もしくは従業員等が第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当している、またはそのおそれがあると LINE ヤフーが判断したとき
 - (17) 申込者の本人確認ができないとき
 - (18) 申込者または対象顧客のアカウントにおける運用上の不正の疑義があると LINE ヤフーが判断したとき
 - (19) 理由の如何を問わず、申込者または対象顧客がアカウントの全部または一部を利用できなくなったとき
 - (20) その他、本契約の継続が不相当であると LINE ヤフーが判断したとき
2. 申込者が前項各号の一に該当した場合、申込者が LINE ヤフーに対して負担する一切の債務（本契約における債務に限りません）は、当然に期限の利益を失い、申込者は、直ちに債務全額を現金にて LINE ヤフーに支払うものとします。
 3. 申込者または対象顧客のアカウントが 12 ヶ月間継続して使用されない場合、ヤフーは本契約を解除し、当該申込者のアカウントを削除することができるものとします。

第14条 （支払遅延の効果）

1. 申込者が第 8 条を含む本契約に定める債務の支払を遅滞した場合、LINE ヤフーは本契

約に基づく本件情報の掲載のすべてを申込者による支払がなされるまで履行しないことができるものとします。この場合、申込者は当該本件情報の掲載がなされないことについてLINE ヤフーに対し損害賠償請求を行うことはできないものとします。

2. 申込者は、第8条を含む本契約に定める債務の支払を行わない場合、LINE ヤフーに対し、実際に支払をした日まで、その日数に応じて年利14.6%の遅延損害金を支払うものとします。

第15条 (守秘義務)

申込者は、本契約の有効期間中はもとより期間終了後も、本件情報の掲載または本契約に関して知り得たLINE ヤフーの秘密情報（本約款において秘密である旨定められたものおよびLINE ヤフーが申込者に対し秘密である旨を明示したものをいいます）を第三者に提供、開示、漏洩し、また本契約の履行以外の目的に使用してはならないものとします。ただし、申込者は、本件情報の掲載の実績、効果を報告する目的に限り、本件情報の掲載実績に関するデータを対象顧客に開示することができるものとします。

第16条 (契約期間等)

1. 本契約の有効期間は、第3条第3項に定める本契約の成立日から1年間とします。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、いずれかの当事者より期間満了日をもって本契約を終了する旨の通知（本件ツール上での通知または電子メールによる通知を含み、別途LINE ヤフーが指定する手続に従うものとします。本条において以下同様とします）がなされない限り本契約は自動的に1年間更新するものとし、以後も同様とします。
2. 前項の定めにかかわらず、本契約の有効期間中、LINE ヤフーおよび申込者は、相手方に対し1ヶ月前までに通知することより、何ら負担なく本契約を解約することができます。
3. 本契約の終了時未履行の債務がある場合（本契約終了日までに発生した注文に関する第7条に基づく管理および設定ならびに第8条に基づく利用料の支払を含みます）には、当該債務についてはその履行が完了するまで本契約が適用されるものとします。
4. 理由の如何を問わず本契約が終了した場合であっても、LINE ヤフーによる掲載終了手続完了までの期間、本件情報が対象サービスに掲載される場合があることを申込者は予め承諾するものとします。

第17条 (連絡)

1. 申込者は、LINE ヤフーに対し連絡が必要であると判断した場合には、それぞれ該当する窓口宛にメール、郵便または特にLINE ヤフーが指定している場合はその方法を用いて連絡を行うものとし、LINE ヤフーはそれ以外の方法による連絡についてはこれに応じることを拒否できるものとします。
2. LINE ヤフーから申込者に対する通知、連絡等（以下「通知等」といいます）は、申込者が申告したメールアドレス宛に電子メールを送信する方法、本件ツール上に表示する方

法、またはその他の方法によって行うことができるものとします。なお、LINE ヤフーから申込者に対する通知等が、申込者が申告したメールアドレス宛に電子メールを送信する方法で行われる場合、LINE ヤフーが当該メールアドレス宛に電子メールを発信したことをもって、申込者への通知等が到達したものとみなします。

第18条 （法令等の遵守）

LINE ヤフーおよび申込者は、法令等を遵守するものとします。申込者は、本件情報の掲載にあたり、公序良俗、その他法令、官公庁の公表するガイドライン、業界団体の自主規制、慣習（以下「法令等」といいます）を遵守するものとし、法令等違反が原因でLINE ヤフーに損害が生じた場合、これを賠償するとともに、LINE ヤフーに警察等から要請があった場合、捜査に協力するものとします。

第19条 （反社会的勢力との取引拒絶）

1. 申込者は、申込者、申込者の親会社、子会社、および関連会社ならびにそれらの代理人、代表者、従業員等（以下あわせて「申込者等」といいます）が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - (6) 前各号の共生者
 - (7) その他前各号に準ずる者
2. 申込者は、申込者等が自らまたは第三者を利用して、LINE ヤフーまたは第三者に対し、次の各号のいずれかの事由に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いてLINE ヤフーもしくは第三者の信用を毀損し、またはその業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第20条 （準拠法）

本契約の成立、効力、履行および解釈については、日本法に準拠します。

第21条 （管轄）

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第22条 （契約条件の変更）

LINE ヤフーは、LINE ヤフーが必要と判断した場合には、いつでも本約款の各条項を変更することができるものとします。その場合、LINE ヤフーは、LINE ヤフーのウェブサイトへの掲載その他の適切な方法にて、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容ならびにその効力発生日を周知するものとします。

2023年12月5日制定